

# 熊本県公報

号外 第 9 号  
平成 29 年 3 月 24 日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

<b>条 例</b>	
○熊本県職員等の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例…	(人事課) 6
○熊本県職員等の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例…	( 〃 ) 8
○熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例…	( 〃 ) 8
○熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例…	( 〃 ) 9
○熊本県手数料条例の一部を改正する条例…	(財政課) 16
○熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例…	(県政情報文書課) 19
○熊本県財産条例の一部を改正する条例…	(財産経営課) 20
○児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例…	(子ども家庭福祉課) 20
○熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例及び熊本県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例…	(障がい者支援課) 20
○熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例…	( 〃 ) 22
○熊本県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例…	(国保・高齢者医療課) 24
○熊本県地球温暖化の防止に関する条例の一部を改正する条例…	(環境立県推進課) 24
○熊本県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例…	(男女参画・協働推進課) 24
○熊本県控除対象特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例の一部を改正する条例…	( 〃 ) 25
○熊本県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例…	(農村計画課) 26
○熊本県国立研究開発法人森林総合研究所事業特別徴収金徴収条例の一部を改正する条例…	( 〃 ) 26
○熊本県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例…	(学校人事課) 27
○熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例…	( 〃 ) 27
○熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例…	(警察本部警務課) 27
○熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例…	( 〃 ) 28
○熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例…	(人事課) 28

### 本号で公布された条例のあらまし

- ◇熊本県職員等の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例
- 1 熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部改正【第 1 条】
    - (1) 熊本県地方公務員の育児休業等に関する法律第 2 条第 1 項の規定に基づき、育児休業等の対象となる子を定めることとした。(第 2 条関係)
    - (2) 再度の育児休業ができる特別の事情を加えることとした。(第 3 条関係)
    - (3) 再度の育児短時間勤務ができる特別の事情を加えることとした。(第 1 1 条関係)
    - (4) 育児部分休業の承認は、1 日につき 2 時間から介護時間を減じた時間を超えない範囲で行うものとする事とした。(第 2 9 条関係)
  - 2 熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正【第 2 条】
    - (1) 育児を行う職員の時間外勤務の制限の対象となる子の範囲について定めることとした。(第 8 条の 2 関係)

- (2) 介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限について定めることとした。(第 8 条の 2 関係)
- (3) 職員の休暇に、介護時間を新設することとした。(第 11 条、第 15 条の 2、第 16 条関係)
- (4) 介護休暇を取得することができる回数及び期間を定めることとした。(第 15 条関係)
- 3 熊本県市町村立学校職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正【第 3 条】
  - 2 (4)の改正に伴い、規定の整備を行うこととした。(本則関係)
- 4 熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正【第 4 条】
  - (1) 職員が介護時間の承認を受けて勤務しない場合は、減額して給与を支給するための所要の規定の整備を行うこととした。(第 14 条関係)
  - (2) その他規定の整理を行うこととした。(第 14 条の 4 関係)
- 5 熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正【第 5 条】
  - (1) 職員が介護時間の承認を受けて勤務しない場合には、減額して給与を支給するための所要の規定の整備を行うこととした。(第 17 条関係)
  - (2) その他規定の整理を行うこととした。(第 18 条の 3 関係)
- 6 熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正【第 6 条】
  - (1) 職員が介護時間の承認を受けて勤務しない場合は、減額して給与を支給するための所要の規定の整備を行うこととした。(第 22 条関係)
  - (2) その他規定の整理を行うこととした。(第 25 条関係)
- 7 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 8 所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県職員等の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例

- 1 配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情を定めることとした。(第 6 条の 2 関係)
- 2 その他規定の整理を行うこととした。(第 1 条関係)
- 3 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行することとした。

◇熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 53 条第 1 項の規定による支給認定の申請に係る審査等に関する事務の一部について、市町村(熊本市を除く。)が処理することとした。(別表第 43 号関係)
- 2 この条例は、平成 29 年 7 月 1 日から施行することとした。

◇熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例

- 1 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正【第 1 条】
  - 1 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正【第 1 条】
    - 扶養手当の支給対象者及び手当額の見直し並びにこれに伴う扶養手当の届出等に関する所要の規定の整備を行うこととした。(第 8 条、第 9 条関係)
  - 2 熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部改正【第 2 条】
    - 扶養手当の支給対象者及び手当額の見直し並びにこれに伴う扶養手当の届出等に関する所要の規定の整備を行うこととした。(第 9 条、第 10 条関係)
  - 3 熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正【第 3 条】
    - 第 11 条関係)
  - 4 熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正【第 4 条】
    - (1) 扶養手当の支給対象者を見直しを行うこととした。(第 6 条関係)
    - (2) 勤勉手当に人事評価を反映させるため所要の規定の整備を行うこととした。(第 15 条関係)
  - 5 熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正【第 5 条】
    - (1) 扶養手当の支給対象者を見直しを行うこととした。(第 7 条関係)
    - (2) 勤勉手当に人事評価を反映させるため所要の規定の整備を行うこととした。(第 19 条関係)
  - 6 熊本県職員等の育児休業等に関する条例等の一部改正【第 6 条】
    - 次の 3 条例について、職務復帰後における号給の調整を勤務成績の評価対象期間に対応させるため所要の規定の整備を行うこととした。
      - (1) 熊本県職員等の育児休業等に関する条例(第 8 条関係)
      - (2) 熊本県職員等の自己啓発等休業に関する条例(第 10 条関係)
      - (3) 熊本県職員等の配偶者同行休業に関する条例(第 10 条関係)
  - 7 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行することとした。ただし、3、4(2)、5(2)及び 6 は、公布の日から施行することとした。
  - 8 所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県手数料条例の一部を改正する条例

- 1 新たに次の手数料を設けることとした。
  - (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に伴うもの
    - ア 建築物の完了検査申請又は完了通知手数料(建築物エネルギー消費性能基

- 準に適合しているかどうかの審査を行う場合の加算額) (別表第 10 の 2 関係) 6, 000 円ほか
- イ 中間検査を受けた建築物の完了検査申請又は完了通知手数料 (建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの審査を行う場合の加算額) (別表第 10 の 2 関係) 6, 000 円ほか
- ウ 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 (別表第 26 の 11 の 2 関係) 77, 000 円ほか
- エ 計画変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 (別表第 26 の 11 の 3 関係) 38, 500 円ほか
- オ 軽微変更該当証明書交付申請手数料 (別表第 26 の 11 の 3 関係) 38, 500 円ほか

## (2) その他のもの

- ア 特定開発行為許可申請手数料 44, 000 円
- イ 特定開発行為変更許可申請手数料 4, 000 円
- 2 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等において、設計住宅性能評価書が提出された場合の手数料の金額の区分を設けることとした。(別表第 26 の 5、別表第 26 の 8 関係)
- 3 その他関係法令の一部改正に伴う規定の整理を行うこととした。(別表第 26 の 12-1 別表 26 の 14 関係)
- 4 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行することとした。
- 5 所要の経過措置等を定めることとした。

## ◇熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例

- 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。(第 2 条、第 32 条の 5、第 32 条の 6、第 35 条関係)
- 2 この条例は、平成 29 年 5 月 30 日から施行することとした。

## ◇熊本県財産条例の一部を改正する条例

- 1 電気通信事業法施行令の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。(別表関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

## ◇児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

- 1 熊本県看護師等修学資金貸与条例の一部改正【第 1 条】  
母子保健法の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。(第 7 条関係)
- 2 熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例の一部改正【第 2 条】  
児童福祉法及び母子保健法の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。(第 2 条関係)
- 3 熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例【第 3 条】  
児童福祉法の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。(目次、第 15 条、第 19 条、第 27 条、第 59 条、第 96 条、第 103 条、第 105 条、第 116 条、附則、第 10 条、附則第 11 条関係)
- 4 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行することとした。ただし、3 の一部は、公布の日から施行することとした。
- 5 所要の経過措置を定めることとした。

## ◇熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例及び熊本県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正【第 1 条】
- (1) 指定就労継続支援 A 型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の希望を踏まえなければならない等とすることとした。(第 179 条関係)
- (2) 指定就労継続支援 A 型事業者は、生産活動に係る事業の収入から当該事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が賃金の総額以上となるようにするとともに、原則として自立支援給付費を賃金及び工賃の支払に充ててはならないこととした。(第 180 条関係)
- (3) 指定就労継続支援 A 型事業者の運営規程に定めなければならない事項に、利用者に支払う賃金及び工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間を追加することとした。(第 184 条の 2 関係)
- (4) その他規定の整理を行うこととした。(第 185 条関係)
- 2 熊本県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正【第 2 条】
- (1) 就労継続支援 A 型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の希望を踏まえなければならない等とすることとした。(第 78 条関係)

- (2) 就労継続支援 A 型事業者は、生産活動に係る事業の収入から当該事業に必要な経費を控除した額を相対する金額が金の総額以上となるようにしなければならない。
  - (3) 就労継続支援 A 型事業者の運営規程に定めなければならない事項に、利用者に対し支払う賃金及び工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間を追加することとした。(第 71 条の 2 関係)
  - (4) その他規定の整理を行うこととした。(第 84 条関係)
- 3 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行することとした。

◇熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 指定放課後等デイサービス事業者及び基準該当放課後等デイサービス事業者(以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。)がその事業所に有しなればならない従業者を児童指導員又は保育士としなければならないこととした。(第 73 条、第 79 条関係)
- 2 指定放課後等デイサービス事業者等は、そのサービスの質について、自ら評価を行うことに加え、障害児の保護者による評価を受け、その改善を図らなければならない。(第 77 条の 2、第 81 条関係)
- 3 指定放課後等デイサービス事業者等は、そのサービスの評価結果及び 2 の改善の内容を公表しなければならないこととした。(第 77 条の 2、第 81 条関係)
- 4 指定放課後等デイサービス事業者等は、その実施する事業の内容に関する情報の提供を行わなければならないこととした。(第 77 条の 3、第 81 条関係)
- 5 その他規定の整理を行うこととした。(第 3 条、第 78 条関係)
- 6 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行することとした。
- 7 所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

- 1 高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。(附則第 2 項関係)
- 2 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行することとした。

◇熊本県地球温暖化の防止に関する条例の一部を改正する条例

- 1 エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部改正及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に伴う所要の規定の整備を行うこととした。(第 32 条関係)
- 2 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行することとした。
- 3 所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

- 1 特定非営利活動促進法の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。(第 2 条の 6、第 7 条の 4、第 7 条の 6、第 7 条の 8—第 8 条関係)
- 2 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行することとした。

◇熊本県控除対象特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 知事所轄法人でない控除対象特定非営利活動法人による事務所の所在地の変更の届出に関する特例を定めることとした。(第 10 条、第 11 条関係)
- 2 控除対象特定非営利活動法人が役員報酬規程等を県内の事務所に備え置く期間を延長することとした。(第 12 条関係)
- 3 控除対象特定非営利活動法人が助成金の支給に係る書類を県内の事務所に備え置く期間を延長することとした。(第 12 条関係)
- 4 控除対象特定非営利活動法人の海外への送金又は金銭の持出しに係る書類の事前の作成等を不要とすることとした。(第 12 条—第 14 条関係)
- 5 助成金の支給に係る書類を知事において閲覧又は謄写する期間を延長するとともに、事業報告書及び役員報酬規程等を知事において閲覧又は謄写する期間を過去 5 年間とすることとした。(第 14 条関係)
- 6 その他規定の整理を行うこととした。
- 7 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行することとした。
- 8 所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県国営土地改良事業負担金徴収条例第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる者に対する負担金の償還利率を、年 5 分から土地改良法施行令第 53 条第 2 項の農林水産大臣の定める率に改める等を行うこととした。(第 4 条関係)
- 2 その他規定の整理を行うこととした。
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

4 所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県国立研究開発法人森林総合研究所事業特別徴収金徴収条例の一部を改正する条例

- 1 国立研究開発法人森林総合研究所法及び国立研究開発法人森林総合研究所が行う特例業務に関する政令の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。(題名、第 1 条―第 3 条関係)【第 2 条】
- 2 その他規定の整理を行うこととした。(第 3 条関係)【第 1 条】
- 3 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行することとした。ただし、2 は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う市町村立学校職員給与負担法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。(第 2 条関係)
- 2 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行することとした。

◇熊本縣市町村立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

- 1 次の 6 条例について、義務教育学校が設置されることに伴う所要の規定の整備を行うこととした。
  - (1) 熊本縣市町村立学校職員の給与に関する条例(第 3 条、第 11 条の 4、第 16 条の 2、別表第 1、別表第 2 関係)【第 1 条】
  - (2) 熊本縣市町村立学校職員のへき地手当等に関する条例(第 1 条関係)【第 2 条】
  - (3) 熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例(第 2 条関係)【第 3 条】
  - (4) 熊本県歯及び口腔の健康づくり推進条例(第 2 条関係)【第 4 条】
  - (5) 障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例(第 8 条関係)【第 5 条】
  - (6) 熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(第 52 条関係)【第 6 条】
- 2 その他規定の整備を行うこととした。
- 3 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行することとした。ただし、2 は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県氷川警察署を熊本県八代警察署に統合し、同署の管轄区域を変更することとした。(別表関係)【第 1 条】
- 2 熊本県熊本北警察署の名称を熊本県熊本中央警察署に変更することとした。(別表関係)【第 2 条】
- 3 熊本県熊本北合志警察署を新設し、その名称、位置及び管轄区域を定め、熊本県熊本中央警察署、熊本県山鹿警察署及び熊本県大津警察署の管轄区域を変更することとした。(別表関係)【第 3 条】
- 4 熊本県熊本南警察署及び熊本県宇城警察署の管轄区域を変更することとした。(別表関係)【第 3 条】
- 5 この条例中 1 は平成 29 年 4 月 1 日から、2 は同年 10 月 1 日から、3 及び 4 は平成 30 年 4 月 1 日から施行することとした。

◇熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県警察の職員の定数及び警察官の階級ごとの定数を改めることとした。(第 2 条関係)
- 2 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行することとした。

◇熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

- 1 交通捜査作業が夜間に及んだとき、又は当該作業が夜間に行われたときは、現行の交通捜査作業に係る手当の額にその 100 分の 50 に相当する額を加算した額を支給することとした。(別表関係)
- 2 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行することとした。

























- 「の扶がいたちとを職な  
 はなるの族の職員あ  
 の係の親の職手あ者  
 の者にの養員扶の配  
 り偶子係も扶職な扶の  
 り偶子係も扶職な扶の  
 とでた出係当い者及の  
 」員族届にのて偶定係  
 改職親届出が配改係の  
 のあ扶に届たを員額届  
 「が該定よつ手当給るの  
 と、の当規に至手職給る  
 」係お同のす、の手規に  
 1にに項規の扶が当定係  
 第出等項有す、の規に  
 「届場母で子く。る扶届  
 はるた父子の除に係同  
 のよつるたをに出に等  
 るに至た族定届子母定  
 と規に族親改る父規  
 」のす親族のよる父規  
 31をにび又支規養親  
 第第者及者偶の扶養親  
 はは偶並者偶当の扶養親  
 又子配定偶配手1当該扶  
 号るる改配る養第1当該扶  
 1たののてた扶でけの親  
 「族親給あ親係る子お員  
 」親親支で養にに職扶た  
 と、養支あ親係る子お員  
 」扶の員扶養にに職扶た  
 が（扶の員扶養にに職扶た  
 日改の員扶養にに職扶た  
 養あもるの父養つていて  
 扶受員と、同項第2号中  
 7 平成31年4月1日  
 与条改正第4号中「第1  
 ず、項中「第1号中「第1  
 例第4号中「第1号中「第1  
 当職員」と、同条第1項  
 2に限る。行政職9級相当  
 が養と、あるの職員以外  
 以扶親族たる子で前項の  
 相当職員以外がな行政職  
 「死養親族たる子で前項  
 扶の職員以外がな行政職  
 のいずれか」と、同項第  
 親族たる子に限る。）」  
 （改正後の企業職員給与  
 関する特例）  
 8 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第4条の規定による改正  
 後熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第6条第1項ただし書の規定は、  
 適用しない。  
 （改正後の病院局職員給与条例に係る平成32年3月31日までの間における扶養手当  
 に関する特例）  
 9 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第5条の規定による改正  
 後熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例第7条第1項ただし書の規定  
 は、適用しない。  
 （勤勉手当に関する経過措置）  
 10 平成29年6月1日、同年12月1日又は平成30年6月1日を基準日とする勤  
 手当に関する第3条の規定による改正後の熊本県条例第9号の第1項及び第5条の  
 規定及び第11条の規定、第4条の規定及び第19条の規定の適用に  
 及び基準に関する条例第15条の規定は、「人事評価又は  
 員の給与の種類及び基準は、「人事評価又は  
 中「人事評価」とあるのは、「人事評価又は

熊本県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
 平成 29 年 3 月 24 日  
 熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第 6 号**  
 熊本県手数料条例の一部を改正する条例  
 熊本県手数料条例（平成 12 年熊本県条例第 9 号）の一部を次のように改正する。  
 第 2 条第 1 項第 180 号中「応じた額」の次に「（審査に係る建築物が建築物のエネルギー  
 消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定に



合して、かど、か、の、審、を、す、る、場、合、に、あ、っ、て、は、当、該、額、に、別、表、第、1、0、の、2、に、掲、げ、る、区、  
 分、に、応、じ、た、額、を、加、算、し、た、額、を、要、す、る、場、合、に、あ、っ、て、は、当、該、額、に、別、表、第、1、0、の、2、に、掲、げ、る、区、  
 分、に、応、じ、た、額、を、加、算、し、た、額、を、要、す、る、場、合、に、あ、っ、て、は、当、該、額、に、別、表、第、1、0、の、2、に、掲、げ、る、区、  
 (622)の3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成  
 12年法律第57号)第10条第1項の規  
 定に基  
 づく特  
 定開  
 発行  
 為の  
 許  
 可申  
 請手  
 数料  
 44,000円

(622)の4 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第17  
 条第1項の規  
 定に基  
 づく特  
 定開  
 発行  
 為の  
 許  
 可申  
 請手  
 数料  
 4,000円

第2条第1項第625号ア(ア)中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和5  
 4年法律第49号)第76条第1項に規定する登録建築物調査機関」を「建築物のエネルギー消費性  
 能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能評価書(住宅の品質確保の  
 促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(同法第2条第3項に規  
 定する日本住宅性能表示の)をいう。(イ)、次号ア、別表第26の5及び別表第26の8  
 の2の次に掲げる区分に「適合証が」を「適合証及び設計住宅性能評価書のい  
 ずれも」に改め、同項第625号の2ア(ア)中「適合証」の次に「又は設計住宅性能  
 評価書のい  
 ずれも」に改め、同項第625号の4の次に次の2号を加える。  
 (625)の4の2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項の規  
 定に基  
 づく提  
 出さ  
 れ、又  
 は同  
 法第  
 13条  
 第2項  
 の規  
 定に  
 基  
 づく  
 通知  
 さ  
 れた  
 建  
 築  
 物  
 エ  
 ネ  
 ル  
 ギ  
 ー  
 消  
 費  
 性  
 能  
 確  
 保  
 計  
 画  
 に  
 対  
 す  
 る  
 審  
 査  
 手  
 数  
 料  
 別  
 表  
 第  
 26  
 の  
 11  
 の  
 2  
 に  
 掲  
 げ  
 る  
 区  
 分  
 に  
 応  
 じ  
 た  
 額

(625)の4の3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項の規  
 定に基  
 づく提  
 出さ  
 れ、又  
 は同  
 法第  
 13条  
 第3項  
 の規  
 定に  
 基  
 づく  
 通知  
 さ  
 れた  
 変  
 更  
 後  
 の  
 建  
 築  
 物  
 エ  
 ネ  
 ル  
 ギ  
 ー  
 消  
 費  
 性  
 能  
 確  
 保  
 計  
 画  
 に  
 対  
 す  
 る  
 審  
 査  
 手  
 数  
 料  
 別  
 表  
 第  
 26  
 の  
 11  
 の  
 3  
 に  
 掲  
 げ  
 る  
 区  
 分  
 に  
 応  
 じ  
 た  
 額

第2条第1項第625号の5中「(平成27年法律第53号)」を削り、同項第625  
 号の7の次に次の1号を加える。  
 (625)の7の2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28  
 年国土交通省令第5号)第11条の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付の  
 申請に  
 対  
 す  
 る  
 審  
 査  
 手  
 数  
 料  
 別  
 表  
 第  
 26  
 の  
 11  
 の  
 3  
 に  
 掲  
 げ  
 る  
 区  
 分  
 に  
 応  
 じ  
 た  
 額

別表第10の次に次の1表を加える。  
 別表第10の2(第2条第1項第180号及び第182号関係)

建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る面積	金額
300平方メートル未満のもの	6,000円
300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	10,000円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	23,000円
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	30,000円
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	34,000円
25,000平方メートル以上のもの	37,000円

備考  
 建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る面積とは、建築物のエネルギー消費性能  
 の向上に関する法律施行令(平成28年政令第8号)第4条第1項に規定する床面積か  
 ら知事が指定する部分の床面積を除いたものをいう。  
 別表第26の5適合証が添付された場合の項中「適合証」の次に「又は設計住宅性能評  
 価書」を加え、同表適合証が添付されない場合の項中「適合証が」を「適合証及び設計住  
 宅性能評価書のいずれも」に改める。  
 別表第26の8適合証が添付された場合の項中「適合証」の次に「又は設計住宅性能評  
 価書」を加え、同表適合証が添付されない場合の項中「適合証が」を「適合証及び設計住  
 宅性能評価書のいずれも」に改める。  
 別表第26の11の次に次の2表を加える。  
 別表第26の11の2(第2条第1項第625号の4の2関係)

評価手法	建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る面積	金額
モデル建物法	300平方メートル未満のもの	77,000円
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	129,000円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	209,000円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	273,000円
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	328,000円
	25,000平方メートル以上のもの	385,000円
標準入力法又は主要室入力法	300平方メートル未満のもの	201,000円
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	325,000円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	464,000円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	572,000円
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	676,000円
	25,000平方メートル以上のもの	771,000円

備考

- 1 建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る面積とは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令第4条第1項に規定する床面積から知事が指定する部分の床面積を除いたものをいう。
- 2 モデル建物法とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号）第1条第1号ロ並びに第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準をいう。
- 3 標準入力法又は主要室入力法とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1号イ並びに第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準をいう。

別表第26の11の3（第2条第1項第625号の4の3及び第625号の7の2関係）

評価手法	建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る面積	金額
モデル建物法	300平方メートル未満のもの	38,500円
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	64,500円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	104,500円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	136,500円
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	164,000円
	25,000平方メートル以上のもの	192,500円
標準入力法又は主要室入力法	300平方メートル未満のもの	100,500円
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	162,500円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	232,000円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	286,000円
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	338,000円
	25,000平方メートル以上のもの	385,500円

備考

- 1 建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る面積とは、建築物のエネルギー消費

性能の向上に関する法律施行令第 4 条第 1 項に規定する床面積から知事が指定する部分の床面積を除いたものをいう。

2 モデル建築物とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 1 条第 1 号ロ並びに第 10 条第 1 号イ(2)及びロ(2)に規定する基準をいう。

3 標準入力法又は主要室入力法とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 1 条第 1 号イ並びに第 10 条第 1 号イ(1)及びロ(1)に規定する基準をいう。

別表第 26 の 12 備考 1 中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第 76 条第 1 項に規定する登録建築物調査機関」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 15 条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に改め、同表備考 3 中「(平成 28 年経済産業省令・国土交通省令第 1 号)」を「第 10 条第 1 号イ(2)」に改め、同表備考 4 中「第 8 条第 1 号イ(1)」を「第 10 条第 1 号イ(1)」に改める。

別表第 26 の 13 備考 1 中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第 76 条第 1 項に規定する登録建築物調査機関」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 15 条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に改め、同表備考 3 中「第 8 条第 1 号イ(2)」を「第 10 条第 1 号イ(2)」に改め、同表備考 4 中「第 8 条第 1 号イ(1)」を「第 10 条第 1 号イ(1)」に改める。

別表第 26 の 14 非住宅部分の項中「適合証」の次に「、適合判定通知書」を加え、同表備考 1 中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第 76 条第 1 項に規定する登録建築物調査機関」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 15 条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に改め、同表備考 8 を同表備考 9 とし、同表備考 7 中「第 8 条第 1 号イ(1)」を「第 10 条第 1 号イ(1)」に改め、同表備考 7 を同表備考 8 とし、同表備考 6 中「第 8 条第 1 号イ(2)」を「第 10 条第 1 号イ(2)」に改め、同表備考 6 を同表備考 7 とし、同表備考 5 を同表備考 6 とし、同表備考 4 中「第 8 条第 2 号」を「第 10 条第 2 号」に改め、同表備考 4 を同表備考 5 とし、同表備考 3 を同表備考 4 とし、同表備考 2 を同表備考 3 とし、同表備考 1 の次に次のように加える。

2 適合判定通知書とは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 12 条第 2 項に規定する適合判定通知書の写し及び建築基準法第 7 条第 5 項又は第 7 条第 2 項に規定する検査済証の写しをいう。

附 則

- (施行期日)
- この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- (経過措置)
- この条例の施行の際現にされている改正前の第 2 条第 1 項第 625 号又は第 625 号の 2 に掲げる事務に関する申請に係る手数料については、なお従前の例による。
  - 熊本県収入証紙条例(昭和 39 年熊本県条例第 24 号)の一部を次のように改正する。
 

別表第 1 手数料の項第 564 号の 2	564 の 2	特定開発行為許可申請手数料
別表第 1 手数料の項第 564 号の 40 の次に次の 2 号を加える。	564 の 2 の 2	特定開発行為変更許可申請手数料
別表第 1 手数料の項第 564 号の 43 の次に次の 1 号を加える。	564 の 40 の 2	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料
	564 の 40 の 3	計画変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料
	564 の 43 の 2	軽微変更該当証明書交付申請手数料

熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成 29 年 3 月 24 日 熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第 7 号

熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例  
熊本県個人情報保護条例(平成 12 年熊本県条例第 66 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「第 2 項」の次に「(これらの規定を番号利用法第 26 条において準用する場合を含む。)」を加える。

第 3 条第 2 号の 5 第 3 項中「又は」を「若しくは」に改め、「情報提供者」の次に「又は同条第 8 号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」を、「及び第 2 項」の次に「(これらの規定を番号利用法第 26 条において準用する場合を含む。)」を加える。

第 3 条第 2 号の 6 第 1 項第 1 号中「第 28 条」を「第 29 条」に改める。

第 3 条第 5 号第 2 項第 2 号中「第 27 条第 1 項」を「第 28 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、平成 29 年 5 月 30 日から施行する。

熊本県財産条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成29年3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第8号**

熊本県財産条例の一部を改正する条例  
熊本県財産条例（昭和39年熊本県条例第23号）の一部を次のように改正する。  
別表土地の項中「第6条」を「第8条」に改める。  
附 則  
この条例は、公布の日から施行する。

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成29年3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第9号**

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例  
（熊本県看護師等修学資金貸与条例の一部改正）  
第1条 熊本県看護師等修学資金貸与条例（昭和37年熊本県条例第33号）の一部を次のように改正する。  
第7条第1号ク中「第22条」を「第22条第2項」に、「母子健康センター」を「母子健康包括支援センター」に改める。  
（熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例の一部改正）  
第2条 熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例（平成16年熊本県条例第13号）の一部を次のように改正する。  
第2条第4号イ中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改め、同号ク中「母子健康センター」を「母子健康包括支援センター」に改める。  
（熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）  
第3条 熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第75号）の一部を次のように改正する。  
目次、第15条及び第19条第2項中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。  
第27条第5項及び第59条第3項中「第13条第2項各号」を「第13条第3項各号」に改める。  
第12章の章名を次のように改める。  
第12章 児童心理治療施設  
第96条第1項中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。  
第97条第1項中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改め、同条第6項中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に、「第13条第2項各号」を「第13条第3項各号」に改める。  
第98条（見出しを含む。）から第103条までの規定中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。  
第105条第3項及び第116条第2項中「第13条第2項各号」を「第13条第3項各号」に改める。  
附則第10条第3項及び第4項並びに第11条中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。  
附 則  
1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第3条中熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第27条第5項及び第59条第3項の改正規定、同条例第97条第6項の改正規定（「第13条第2項各号」を「第13条第3項各号」に改める部分に限る。）並びに同条例第105条第3項及び第116条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。  
2 この条例の施行の日前に第1条の規定による改正前の熊本県看護師等修学資金貸与条例第7条第1号クに掲げる施設において助産師の業務に従事した者は、当該施設において従事した期間に相当する間、第1条の規定による改正後の熊本県看護師等修学資金貸与条例第7条第1号クに掲げる施設において助産師の業務に従事した者とみなす。

熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例及び熊本県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第10号**

熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

及び熊本県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例  
 (熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第 1 条 熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成 24 年熊本県条例第 76 号)の一部を次のように改正する。

第 179 条に次の 1 項を加える。

3 指定就労継続支援 A 型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえて行わなければならない。

第 180 条第 1 項中「賃金」を「当該利用者に対して支払う賃金(次項、第 6 項及び第 184 条の 2 において「賃金」という。)」に改め、同条第 4 項中「第 2 項の規定により」を削り、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「工賃」の次に「(次項、第 6 項及び第 184 条の 2 において「工賃」という。)」を加え、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 指定就労継続支援 A 型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が賃金の総額以上となるようにしなければならない。

第 180 条に次の 1 項を加える。

6 指定就労継続支援 A 型事業者は、自立支援給付を賃金及び工賃の支払に充ててはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

第 184 条の次に次の 1 条を加える。

(運営規程)

第 184 条の 2 指定就労継続支援 A 型事業者は、指定就労継続支援 A 型事業所ごとに、次に掲げる事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 指定就労継続支援 A 型の内容(生産活動に係るものを除く。)並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 指定就労継続支援 A 型の内容(生産活動に係るものに限る。)、賃金及び工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間
- (7) 通常の事業の実施地域
- (8) サービスの利用に当たっての留意事項
- (9) 緊急時等における対応方法
- (10) 非常災害対策
- (11) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
- (12) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (13) 苦情解決の手續に関する事項
- (14) その他事業の運営に関する重要事項

第 185 条中「第 88 条から」の次に「第 90 条まで、第 92 条から」を、「第 32 条の次に」に規定する運営規程を加え、「第 185 条において準用する第 91 条」を「第 184 条の 2 に規定する規程」に改め、「第 91 条中「第 94 条」とあるのは「第 185 条において準用する第 94 条」とを削り、「第 94 条中」の次に「運営規程」とあるのは「第 184 条の 2 に規定する規程」と、」を加える。

(熊本県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)  
 第 2 条 熊本県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例(平成 24 年熊本県条例第 78 号)の一部を次のように改正する。

第 71 条の次に次の 1 条を加える。

(運営規程)

第 71 条の 2 就労継続支援 A 型事業者は、就労継続支援 A 型事業所ごとに、次に掲げる事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 就労継続支援 A 型の内容(生産活動に係るものを除く。)並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 就労継続支援 A 型の内容(生産活動に係るものに限る。)、第 79 条第 1 項に規定する賃金及び同条第 4 項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間
- (7) 通常の事業の実施地域
- (8) サービスの利用に当たっての留意事項
- (9) 緊急時等における対応方法
- (10) 非常災害対策
- (11) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
- (12) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (13) 苦情解決の手續に関する事項

(14) その他事業の運営に関する重要事項  
 第 7 8 条に次の 1 項を加える。  
 3 就労継続支援 A 型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえて行われなければならない。第 7 9 条第 1 項中「賃金」を「当該利用者に対して支払う賃金（次項において「賃金」という。）」に改め、同条第 4 項中「第 2 項の規定により」を削り、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「工賃」の次に「（次項において「工賃」という。）」を加え、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。  
 2 就労継続支援 A 型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が賃金の総額以上となるようにしなければならない。第 8 4 条中「、第 3 6 条」を削り、「第 9 条第 2 項中」の次に「「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援 A 型計画」と、」を加え、「、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援 A 型計画」と」を削り、「準用する、次条第 1 項」との次に「、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援 A 型計画」と」を加える。  
 附 則  
 この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
 平成 2 9 年 3 月 2 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第 1 1 号

熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成 2 4 年熊本県条例第 8 2 号）の一部を改正する。及び第 7 3 条に改める。  
 熊本県条例第 3 条第 3 項中「及び第 5 0 条」を「、第 5 0 条及び第 7 3 条」に改める。  
 第 7 3 条第 1 項第 1 号ア及びイ以外の部分を次のように改める。

児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者（学校教育法第 1 条に規定する高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第 9 0 条第 2 項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常課程による 1 2 年の学校教育を修了した者（通称の常設課程以外にこれらに相当する学校を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれらに等しいと認められた者であつて、2 年以上障害福祉サービス指定放課後等デイサービスの提供を行う時間帯を通じて当該指定放課後等デイサービスの提供に当たると認められる児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の合計数が、次のア又はイに掲げる児童指導員の数の区分に定める員数

第 7 3 条第 2 項中「指導員又は保育士」を「前項第 1 号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者」に改め、同条第 6 項を同条第 7 項とし、同条第 5 項中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同項の次に次の 1 項を加える。

6 第 1 項第 1 号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第 7 7 条の次に次の 2 条を加える。  
 （指定放課後等デイサービスの取組方針）

第 7 7 条の 2 指定放課後等デイサービス事業者は、第 7 8 条において準用する第 2 8 条第 1 項に規定する放課後等デイサービス計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、障害児の支援を適切に行うとともに、指定放課後等デイサービスの提供が漫然かつ画一的な放課後等デイサービス事業所で行うこととしない。指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うこととし、従業者は、指定放課後等デイサービスの提供に必要事項について理解しやすいよう、説明を行わなければならない。指定放課後等デイサービスの質の改善を図らなければならない。

2 当該障害児の保護者、当該障害児の障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するため

3 当該障害児の保護者、当該障害児の障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するため

- (1) 当該障害児の保護者、当該障害児の障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するため
- (2) 従業者の勤務体制及び資質の向上のための取組の状況
- (3) 指定放課後等デイサービスの事業の用に供する設備、備品等の状況
- (4) 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況
- (5) その提供する指定放課後等デイサービスを利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況



(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 2 の 2 第 4 項に規定する放課後等デイサービス（以下「放課後等デイサービス」という。）に係る従業者の人員に関する基準は、同法第 21 条の 5 の 3 第 1 項の指定を受けている者に係る従業者の人員に関する基準については、改正後の第 73 条の規定にかかわらず、平成 30 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に放課後等デイサービスに係る児童福祉法第 21 条の 5 の 4 第 1 項第 2 号に規定する基準該当通所支援の事業を行っている者に係る従業者の人員に関する基準については、改正後の第 79 条の規定にかかわらず、平成 30 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例による。

熊本県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成 29 年 3 月 24 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第 12 号**

熊本県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例  
 熊本県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成 20 年熊本県条例第 14 号）の一部を次のように改正する。  
 附則第 2 項中「附則第 14 条の 2」を「附則第 14 条」に改める。  
 附 則  
 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県地球温暖化の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成 29 年 3 月 24 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第 13 号**

熊本県地球温暖化の防止に関する条例の一部を改正する条例  
 熊本県地球温暖化の防止に関する条例（平成 22 年熊本県条例第 16 号）の一部を次のように改正する。  
 第 32 条第 1 項中「その他規則で定める行為」を削り、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）第 75 条第 7 項の規定により同条第 1 項の規定を適用しないこととされる」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 18 条各号のいずれかに該当する」に改める。  
 附 則  
 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。  
 2 改正後の第 32 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後に建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項若しくは第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認の申請又は同法第 18 条第 2 項の規定による計画の通知がされた建築物について適用し、同日前に当該確認の申請又は当該計画の通知がされた建築物については、なお従前の例による。

熊本県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成 29 年 3 月 24 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第 14 号**

熊本県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例  
 熊本県特定非営利活動促進法施行条例（平成 10 年熊本県条例第 43 号）の一部を次のように改正する。  
 第 2 条の 6 中「翌々事業年度」を「その作成の日から起算して 5 年が経過した日を含む事業年度」に改める。  
 第 7 条の 4 中「第 54 条第 1 項（法第 62 条）の次に「（法第 63 条第 5 項において準用する場合を含む。）」を加え、「から第 4 項まで（」を「及び第 3 項（これらの規定を）」に改める。  
 第 7 条の 6 の見出し中「助成金支給書類等」を「助成金の支給に係る書類」に改め、同条中「を行った場合は支給を行った後」を「を行った後、」に改め、「、法第 54 条第 4 項の海外への送金又は金銭の持出しを行う場合はあらかじめ（災害に対する援助その他緊急を要する場合であらかじめ提出することが困難なときは、事後遅滞なく）」を削る。  
 第 7 条の 8（見出しを含む。）中「仮認定」を「特例認定」に改める。  
 第 7 条の 9 中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改め、同条第 2 号中「仮認定を」を「特例認定を」に改める。  
 第 8 条第 1 項第 1 号中「から第 4 項まで」を「及び第 3 項」に改め、同項第 2 号中「及び」を「並びに」に、「から第 4 項まで」を「及び第 3 項」に改め、同項第 3 号中「第 54 条第 5 項」を「第 54 条第 4 項」に改める。  
 附 則  
 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。





号から第4号までに掲げる書類について適用し、施行日前に開始した事業年度に係るこの条例による改正前の熊本の控除対象特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例（以下「旧条例」という。）第12条第2項第2号から第4号までに掲げる書類については、なお従前の例による。

（助成金の支給に係る書類に関する経過措置）

第4条 新条例第12条第3項及び第14条の規定は、施行日以後に行われる助成金の支給に係る同項の書類について適用し、施行日前に行われた助成金の支給に係る旧条例第12条第3項の書類については、なお従前の例による。

（海外への送金又は金銭の持出しに係る書類に関する経過措置）

第5条 この条例の施行の際現に旧条例第2条第2項に規定する指定（以下「指定」という。）を受けている同項に規定する特定非営利活動法人（以下「控除対象特定非営利活動法人」という。）による施行日の属する事業年度以前における海外への送金又は金銭の持出しに係る旧条例第12条第4項の書類の作成、当該控除対象特定非営利活動法人の事務所における備置き及び閲覧並びに当該書類の知事への提出並びに当該書類の知事における閲覧又は謄写については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における控除対象特定非営利活動法人に対する勧告及び命令並びに指定の取消しのために必要な手続の実施については、なお従前の例による。

熊本県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成29年3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第16号**

熊本県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例

熊本県国営土地改良事業負担金徴収条例（昭和44年熊本県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「の各号」を削り、同項第1号中「すべて」を「全て」に改め、同条第3項中「の各号」を削り、同項第1号中「年5分」を「令第53条第2項の農林水産大臣の定める率」に改め、同項第2号中「については、」の次に「令第53条の2第1項の」を加える。

附則第6項中「附則第17項」を「附則第8項」に改める。

附則第7項中「附則第18項」を「附則第9項」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の第4条第3項（第1号に係る部分に限る。）の規定は、同号に規定する負担金でその支払期間が平成28年度以後であるものの利率について適用し、同号に規定する負担金でその支払期間の始期が平成27年度以前であるものの利率については、なお従前の例による。

熊本県国立研究開発法人森林総合研究所事業特別徴収金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成29年3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第17号**

熊本県国立研究開発法人森林総合研究所事業特別徴収金徴収条例の一部を改正する条例

第1条 熊本県国立研究開発法人森林総合研究所事業特別徴収金徴収条例（昭和55年熊本県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条各号中「第3条」を「第5条」に改める。

第2条 熊本県国立研究開発法人森林総合研究所事業特別徴収金徴収条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本県国立研究開発法人森林研究・整備機構事業特別徴収金徴収条例

第1条中「国立研究開発法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構法」に、「附則第9条第3項」を「附則第8条第3項」に改める。

第2条中「附則第9条第1項」を「附則第8条第1項」に、「国立研究開発法人森林総合研究所（以下「研究所」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構（以下「機構」に、「附則第9条第3項」を「附則第8条第3項」に、「研究所」を「機構」に、「国立研究開発法人森林総合研究所が行う特例業務に関する政令」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構が行う特例業務に関する政令」に、「第5条」を「第4条」に改める。

第3条各号中「附則第9条第3項」を「附則第8条第3項」に、「第5条」を「第4条」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日か

ら施行する。

熊本県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第18号**

熊本県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

熊本県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年熊本県条例第64号）の一部を次のように改正する。

第2条の表第1号中「（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第58条第1項の規定により地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の教育委員会が行うこととされているものを除く。）」及び「（熊本市を除く。）」を削る。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第19号**

熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和29年熊本県条例第20号）

の一部を次のように改正する。

第3条、第11条の4第1項及び第16条の2第1項中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

別表第1備考1中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

別表第2中「中学校又は小学校」を「小学校、中学校又は義務教育学校」に改める。

（熊本県市町村立学校職員のへき地手当等に関する条例の一部改正）

第2条 熊本県市町村立学校職員のへき地手当等に関する条例（昭和46年熊本県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「又は中学校」を「、中学校又は義務教育学校」に改める。

（熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正）

第3条 熊本県条例第81号の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

第3条第1項中「別表」を「別表第1」に改める。

（熊本県歯及び口腔の健康づくり推進条例の一部改正）

第4条 熊本県歯及び口腔の健康づくり推進条例（平成22年熊本県条例第47号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「保育所」の次に「、幼保連携型認定こども園」を、「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

（障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例の一部改正）

第5条 障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例（平成23年熊本県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第8条第7号イ中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

（熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正）

第6条 熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年熊本県条例第82号）の一部を次のように改正する。

第52条第3項中「小学校」の次に「（義務教育学校の前期課程を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第3条中熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例第3条第1項の改正規定及び第4条中熊本県歯及び口腔の健康づくり推進条例第2条第5号の改正規定（「保育所」の次に「、幼保連携型認定こども園」を加える部分に限る。）は、公布の日から施行する。

熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第20号**

熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例  
 第 1 条 熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和 29 年熊本県  
 条例第 34 号）の一部を次のように改正する。  
 別表熊本県八代警察署の項管轄区域の欄を次のように改める。

八代市
八代郡氷川町

別表熊本県氷川警察署の項を削る。  
 第 2 条 熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を次のように  
 改正する。

別表熊本県熊本北警察署の項及び熊本県熊本南警察署の項中「熊本県熊本北警察署」  
 を「熊本県熊本中央警察署」に改める。  
 第 3 条 熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を次のように  
 改正する。

別表熊本県熊本中央警察署の項中「<sup>「熊本市北区のうち</sup>熊本県山鹿警察署の管轄区域を除く区域」を削  
 り、同表熊本県熊本南警察署の項中「<sup>熊本市南区のうち</sup>熊本県宇城警察署の管轄区域を除く区域」を「  
 熊本市南区」に改め、同表熊本県熊本東警察署の項の次に次のように加える。

熊本県熊本 北合志警察署	熊本市北区 飛田四丁目	熊本市北区 合志市
-----------------	----------------	--------------

別表熊本県山鹿警察署の項管轄区域の欄を次のように改める。

山鹿市
-----

別表熊本県大津警察署の項中「合志市」を削り、同表熊本県宇城警察署の項管轄区域  
 の欄を次のように改める。

宇土市
宇城市
下益城郡美里町

附 則

この条例中第 1 条の規定は平成 29 年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は同年 10 月 1 日か  
 ら、第 3 条の規定は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 3 月 24 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第 21 号

熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例  
 熊本県警察職員定数条例（昭和 29 年熊本県条例第 33 号）の一部を次のように改正す  
 る。  
 第 2 条第 1 項中「3, 092 人」を「3, 107 人」に、「113 人」を「114 人」  
 に、「236 人」を「237 人」に、「1, 801 人」を「1, 810 人」に、「942  
 人」を「946 人」に、「3, 513 人」を「3, 528 人」に改め、同条第 2 項中「3,  
 092 人」を「3, 107 人」に改める。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 3 月 24 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第 22 号

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例  
 熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 29 年熊本県条例第 41 号）の一  
 部を次のように改正する。  
 別表第 5 号作業の項中「840 円」の次に「（当該作業が夜間（午後 7 時 30 分から翌  
 日の午前 5 時までの間をいう。以下この項において同じ。）に及んだとき、又は当該作業  
 が夜間に行われたときは、当該額にその 100 分の 50 に相当する額を加算した額）」を、  
 「560 円」の次に「（当該作業が夜間に及んだとき、又は当該作業が夜間に行われたと  
 きは、当該額にその 100 分の 50 に相当する額を加算した額）」を加える。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。